

官報電子化の基本的考え方（案） 参考資料

官報の概要（現状）

一般的な意義

法令の公布等、様々な公示・公告事項の掲載・周知を行う**国の公報**。

創刊

明治16年（1883年）7月2日

発行機関

内閣府が官報に関することを所掌。

（独）**国立印刷局**が、内閣府との委託契約に基づき、官報の編集、印刷、普及等の業務を実施。

官報の発行・種類

- ・ 休日を除き**毎日午前8：30に発行（国立印刷局本局に掲示）**
- ・ 本紙、号外、政府調達公告版等の種別がある。
- ・ 全国48カ所の官報販売所において、購読者への配送、販売を実施。

<特別号外>

- ・ 内閣府の指示に基づき、休日・勤務時間外でも、必要な時に「特別号外」を発行。
（例）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示 等

<インターネット版官報>

- ・ 官報の発行（掲示）と同時にホームページに掲載。（90日間掲載）
- ・ 令和5年1月から行政機関への申請手続の添付文書として使用可能。



電子官報の実現

- ◆ 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- ◆ 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない
※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。
会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。（内閣府調べ）

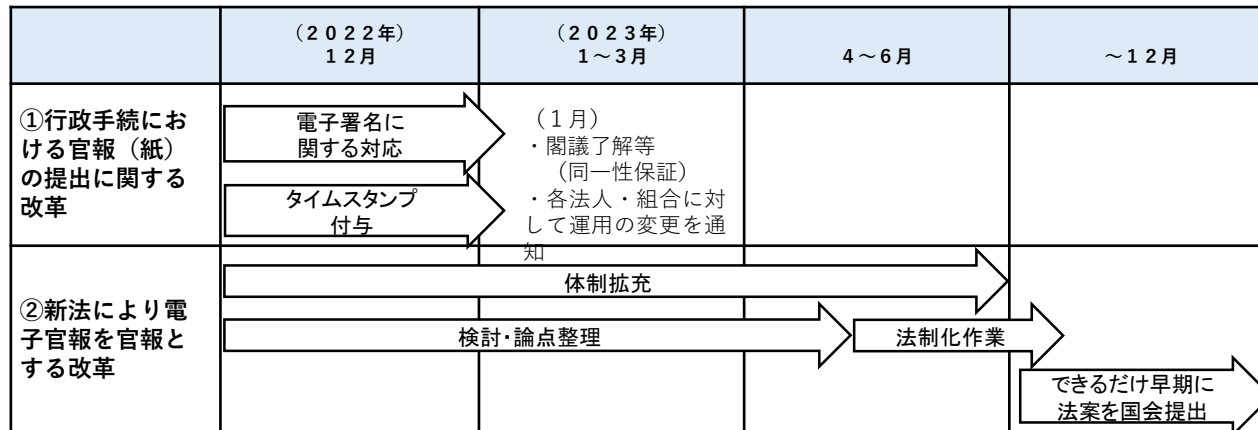
改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- セキュリティ強化等を行い、閣議了解等により官報（紙）と「インターネット版官報」の同一性を保証
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要



※その他、「インターネット版官報」の改善（一覧性のある目次付与、検索性の向上等）を実施

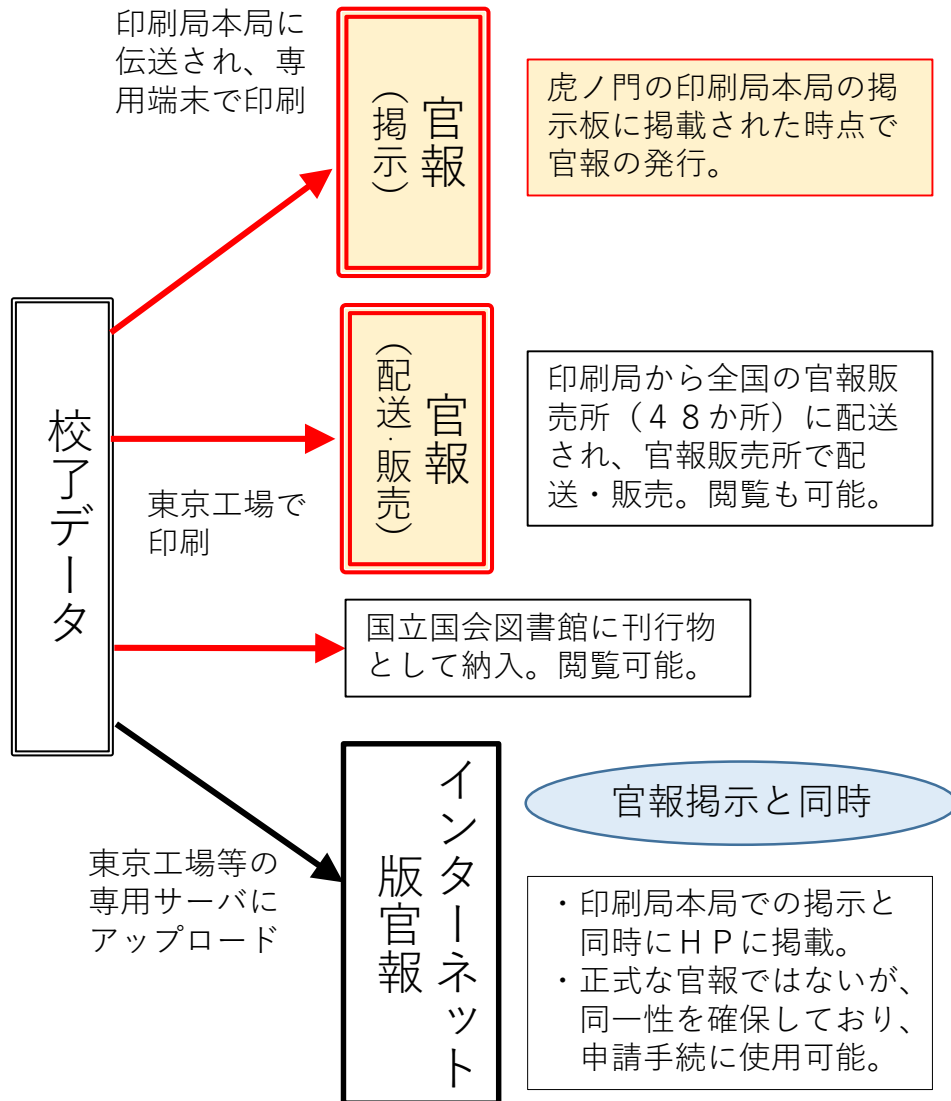
◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の

状況 EU 	法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報(電子)が正本に。
フランス 	ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
ドイツ 	本年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

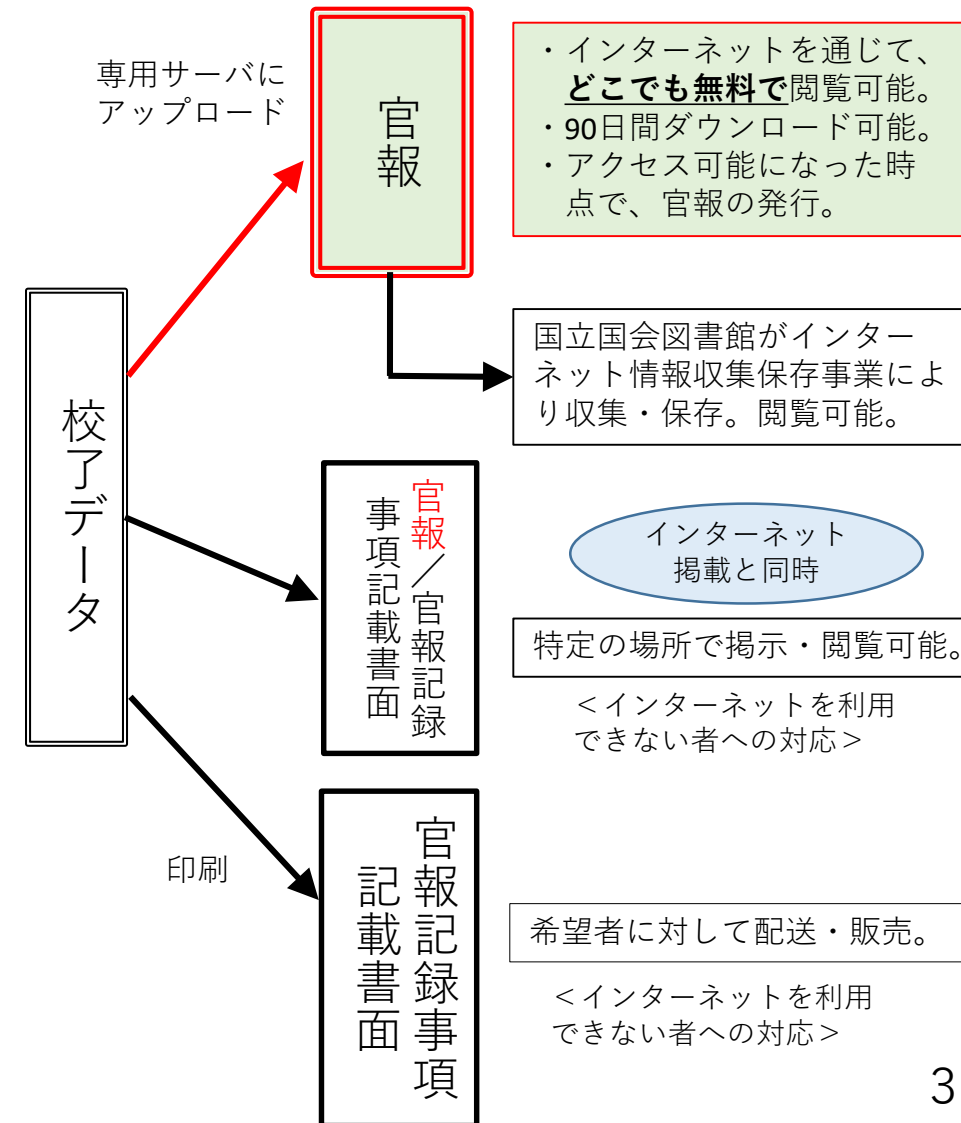
（出典）株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

官報の発行方法等について

現行の紙官報



電子官報（案）



公布・公示・公告の類型・掲載根拠・法的効果等

項目	類型	官報に掲載する根拠	官報に掲載することに伴う法的効果等	官報を電子化した場合の考え方 (公にされる時点に関する考え方)
公布	○法令その他の公文の公布 憲法改正、法律、政令、条約、 詔書、府省令、規則	法令公布の 官報掲載は 慣習法	○周知の擬制の機能 ※正本機能も有する	○周知の擬制の機能 ※正本機能も有する
告示	①いわゆる法規たる性質 を有する告示	法令に準じ 官報に掲載	○周知の擬制の機能 ※正本機能も有する	○引き続き、周知の擬制の機能を有する ※①については正本機能も有する 〔「官報の発行が行われた時」をもって 公にされたことになる〕
	②個別の事案において国民の権 利義務に影響する法的効果を 生じさせる告示	国家行政 組織法等 ・ 個別法令	○周知の擬制の機能 (広く国民生活に影響する法的効果を 生じさせる告示)	
	③国民の権利義務に影響する 法的効果を生じさせない告示		○国の活動等を国民に公示する手段 としての機能 ※官報掲載により法的効果は生じない	○引き続き、国の活動等を国民に公示する 手段としての機能を有する ※官報掲載により法的効果は生じない
法定公示 ・公告	①利害関係人の権利関係を 適切に調整するためのもの	個別法令	○個別法令において定めるところにより、 官報掲載により法的効果が生ずる	○引き続き、個別法令において定めると ころにより、官報掲載により法的効果 が生ずる 〔「官報の発行が行われた時」をもって 公にされたものとするを基本〕
	②所在等が不明な者に対する 通知手段のためのもの		※周知の擬制の機能は有しない ※他の手段(日刊新聞紙等)により 法的効果を生じさせるものもある	
	③一定の事実等を国民又は利害 関係人に周知するためのもの		※告示③と同様に、法的効果は生じない	※告示③と同様に、法的効果は生じない
法令の規定 に基づか ずに官報に 掲載する ことができる 事項	①国の機関が公にする事項であって 官報発行機関が定める基準に適合 するもの	内閣府が定め る基準	※官報掲載により法的効果は生じない	※官報掲載により法的効果は生じない
	②その他官報に掲載することにより 一般に周知させるもの(公告・広 告)	内閣府が定め る基準		

電子署名及びタイムスタンプの概要

	電子署名	タイムスタンプ
証明する事項	① 本人の意思によって電子署名が付与されたこと（本人性） ② 署名後、電子データが改変されていないこと（非改ざん性）	① ある時刻に電子データが存在していたこと ② それ以降、電子データが改変されていないこと（非改ざん性）
制度の根拠	電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）	時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）
有効期限	最大5年	10年（延長可能）

【参考】インターネット版官報をPDFで開いたときの画面（署名の**緑アイコン** ⇒ 改変されていない）

電子署名

署名済みであり、すべての署名が有効です。

緑

電子署名

タイムスタンプ

署名パネルをクリック

署名パネル

官報

通常の官報発行ができない場合の代替措置の概要

	通常の電子官報発行	代替措置	緊急時における代替措置
適用条件		通信障害、システム障害その他特段の事情により、 電子官報の発行が困難 となった場合	大規模災害等により、 書面版官報の交付・送付も困難 となった場合
措置の内容	官報に記録された情報をインターネットにより送信可能な状態にすること。	・書面（紙）で官報を発行。 ・掲示場に掲示するとともに、交付又は送付すること。	書面等の官報を掲示場に掲示。 ※掲載事項は緊急的事項に限定。 ※頒布は事後に実施。他の方法によりできる限りの周知を実施。
官報該当性	電子媒体が官報	印刷物（書面版官報）が官報	書面等の掲示物（緊急官報）が官報
事前の周知		・代替措置の内容（書面版官報の発行）、掲示予定地を定め、周知。	・措置の内容（緊急官報の発行）、掲示予定地を定め、周知。
事態が生じた場合の措置の決定等		・代替措置をとること、掲示場所等を定め、公表。 ・最初の書面版官報又は翌日等の官報に、代替措置に関する決定を掲載。	・緊急措置をとることを定め、公表。 ・事前に定めた掲示場所等が変更になる場合には、決定・公表。
事後の対応		・通信障害等からの復旧後、電子官報発行可能の旨公表。 ・電子版を情報提供としてウェブサイトに掲載。 ・代替措置終了後、速やかに電子官報において、書面版官報の日付等を記載。	・電子官報発行可能の旨公表。 ・緊急官報と同内容を記載した書面を頒布。電子版を情報提供としてウェブサイトに掲載。 ・緊急措置終了後、速やかに電子官報において、緊急官報の日付等を記載。

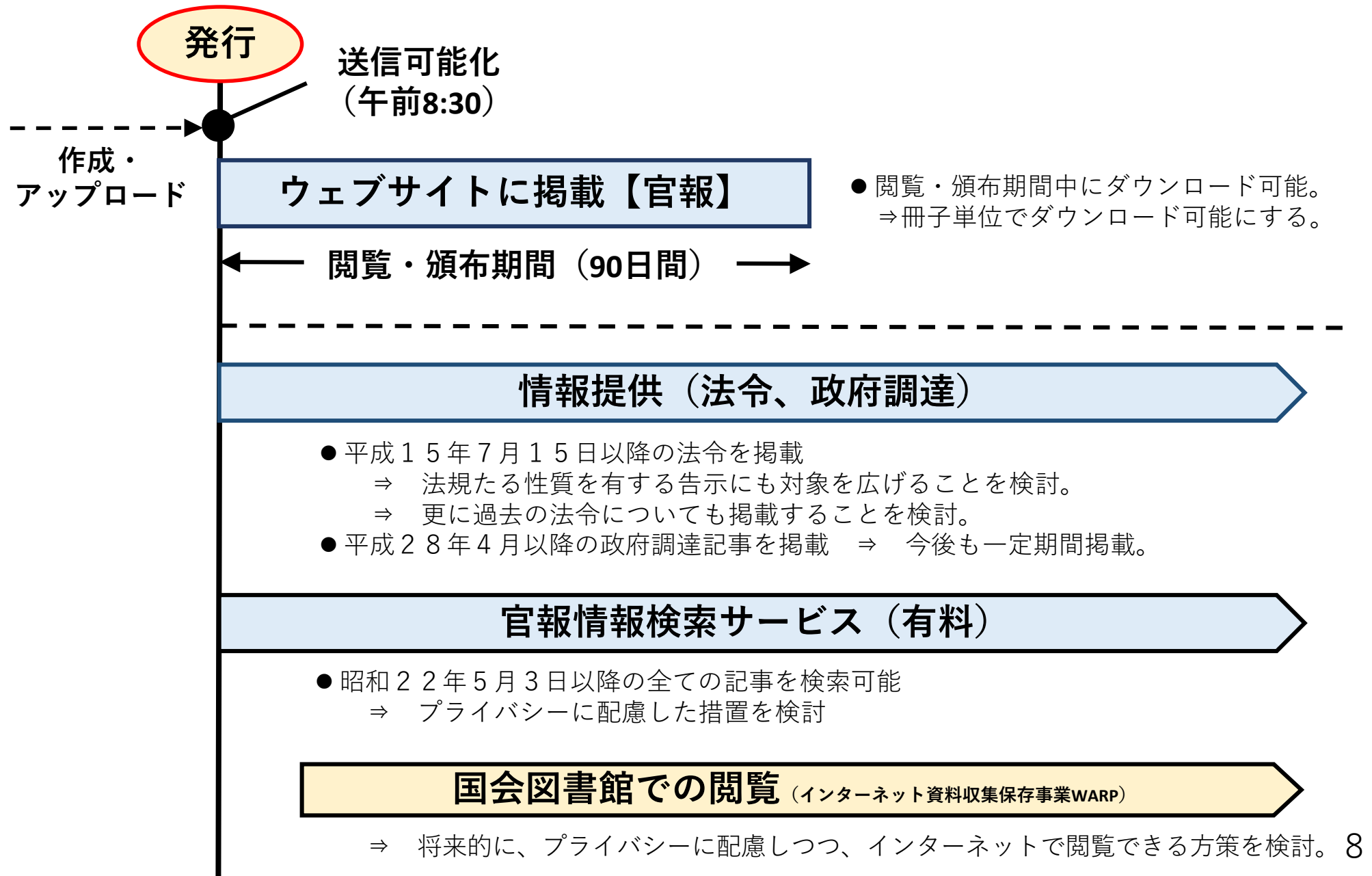
通信障害等・改変・発行の遅れへの対応等について

【基本的な考え方】

- 官報発行機関等においては、①発行後の通信障害等による閲覧不能、②発行後の改変、③発行の遅れ等に係る問題が生じないように、最大限の措置をとる。
(インターネットによる方法以外にも閲覧が可能となるような措置(官報記録事項記載書面等)もとられる。)
- 万一、事象が生じ、影響があり得る場合は、個別の法令の規定・趣旨を踏まえ、個別具体的な判断が行われる。
(官報の法制度で一律の対応は定めない)
- 官報発行機関等は、対応の周知や、2. の判断等に資するよう情報提供を行う。

事象	予防等	生じた場合の考え方	生じた場合の周知・情報提供
発行後の通信障害等	○サイバーセキュリティ、冗長性の確保による通信障害等の発生予防 ○発行時からダウンロード可能 ○官報記録事項記載書面を閲覧可能 →周知可能性は継続	＜法令・告示等の効力＞ ○影響はない ＜公示・公告の効力(期間があるもの)＞ ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断	○通信障害等が生じた旨、閲覧するための代替手段について周知 ○事後、通信障害等が生じた期間をウェブサイトに掲載
発行後の改変	○サイバーセキュリティ、電子署名、タイムスタンプによる改変予防 ○改変された場合は、その旨が明示されることを周知 ○発行時からダウンロード可能 ○官報記録事項記載書面を閲覧可能	＜法令・告示等の効力＞ ○影響はない ＜公示・公告の効力(期間があるもの)＞ ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断 ＜誤信して行動した者の保護＞ ○改変予防措置がとられていること等を踏まえ個別に判断	○官報の改変を確認した後、直ちに削除し、真正な官報を掲載 ○事後、改変されていた期間や内容をウェブサイトに掲載するとともに、一定期間、官報に掲載 ○官報発行機関等が公表している真正な官報を確認することを周知
発行の遅れ (発行日の遅れ)	○代替措置を当日中に講じることができるとする体制を確保	＜法令・告示等の効力＞ ○公布日・告示日・起算日等が遅れる ＜公示・公告の効力(○日前まで公告)＞ ○個別の法令の規定及び趣旨を踏まえ個別具体的な事情に応じて判断	＜公示・公告の効力(○日前まで公告)＞ ○当初の官報発行予定日を官報に掲載

電子官報の利用について



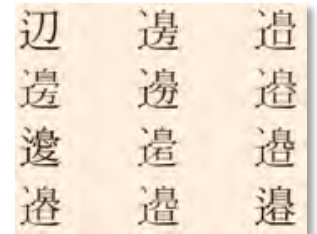
国立印刷局の官報編集体制の特徴

1 入稿から発行まで、徹底した情報管理

- ◆ 守秘義務の徹底（国家公務員法等による守秘義務、インサイダー取引に関する研修等）
- ◆ I S M S※の取得 ※情報セキュリティマネジメントシステム：ISO27001

2 正確かつ迅速・確実な製造

- ◆ 外字や複雑なレイアウト等への対応
- ◆ 正確な記事掲載の実現
- ◆ 電子入稿の推進（オンラインによる電子入稿基盤を独自開発）
- ◆ 官報システムの開発（原稿管理から編集・配信まで効率的に実施）



3 緊急時に即応可能な製造体制

- ◆ 内閣府の緊急要請と印刷局の応諾義務を法定（国立印刷局法）
- ◆ 緊急時の参集・官報製造体制、官報編集・発行のバックアップ機能
- ◆ 行政執行法人であり、争議行為の禁止を法定

4 広く国民の信頼を得た経済社会インフラとして機能・定着

- ◆ 全都道府県において発行日当日に紙の官報の閲覧・購入が可能
- ◆ インターネット版官報の配信

